

## 保安林制度の今日的意義

○古井戸 宏通（東大農）

### はじめに

日本の土地法制一般において、森林法に基づく保安林制度は、私的所有者に対する実効的な補償措置を一定程度伴うゾーニングという意味で特異である。保安林に類似する制度について、報告者らは国際比較調査の内容をすでに報告 (1) (2) した。本報告は、その後の議論を含めた内外の文献レビューを通じ、保安林制度の今日的意義を検討する。

### 結果と考察

19 世紀中葉以降、内外の森林法においてその定義を明文化した例を殆どみず、M. ENDRES などの帰納的定義をみるのみであることは既に指摘した。独語圏の Schutzwald (以下 SW) や Bannwald の用法は地域により異なるし、仏国の forêts de protection と異なる。保安林制度をゾーニングの一種としてみた場合、普通林との違いに着目すると転用規制の色合いが強く、保安林の林種に着目すると内部制御とみることができる (3)。以下、転用規制と内部制御の相違に注目して既往の論点を整理する。

(1) 転用規制としての保安林：周知の通り日本では、1974 年改正森林法によって林地開発許可制度が設けられて以降も、普通林においては一定の要件を満たせば、行政は林地転用を許可せねばならず、逆に保安林においては転用許可要件が法令上も運用上も厳格である。欧州諸国では一般にすべての土地所有権への社会的制約が強く、日本とは異なり、普通林においても転用許可要件が厳しい場合を多々みる上、経済立地条件から他用途への転用が困難である林地を「絶対林地」として補償不要とする 150 年来の議論があり、今日のオーストリアではこれを《SW ausser Ertrag》と称する。日本では私有林の転用規制に対する損失補償があってしかるべきだが、皮肉にも存在せず、奥地においては施業助成、都市近郊においては相続税減税と固定資産税免税が補完的インセンティブとして機能した。

(2) 内部制御としての保安林：人命や財産に直結する治水目的の保安林と、その他目的の保安林の質的相違は、林学会討論(1930)で指摘され、島田は 1960 年に保安林制度を議論する際に「治水保安林」を対象を絞った。その後熊崎や中村が「細かすぎる林種区分」を批判しているが、定義がない以上、林種区分は公権力の濫用を防止するため必要だった。治水保安林以外の分権化を進めた 21 世紀の日本林政は一定の回答を提示している。

引用文献（下記以外の文献は、当日配布リストに含める）

- (1) 古井戸宏通・駒木貴彰「保安林の概念について」『日林講』115, 2004 年
- (2) 古井戸宏通・駒木貴彰「保安林における行為規制－オーストリア、スイス、フランスの比較－」『東北森林科学会講演要旨集』9, 2004 年, p. 29
- (3) 古井戸宏通「ゾーニングをめぐる諸問題」『林業経済』633, 2001 年, pp. 15-29

キーワード：保安林, 日本, 欧州

(連絡先：古井戸 宏通 [furu@fr.a.u-tokyo.ac.jp](mailto:furu@fr.a.u-tokyo.ac.jp))